

農業委員会総会議事録

(令和6年4月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年4月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。
本日、農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名、全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告いたします。
それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。
本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。
本日の総会は、私たち第25次農業委員にとりまして、最後の総会でございます。この3年間、委員の皆様のご尽力のおかげで、熊本市農業委員会として大変充実した活動ができましたことを厚くお礼申し上げます。また、先ほどご紹介がありましたが、新しく事務局職員になられた皆様には、農業委員会での今後の活躍をご期待申し上げます。
それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進

行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、6番の田中敏郎委員と7番の林田智博委員を、書記に事務局の堀坂太郎参事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案、令和6年度最適化活動の目標設定についてまでの9件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請44件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張に伴う所有権移転の申請です。譲受人は米、麦、大豆を栽培される認定農業者で、許可後は米、麦、大豆をブロックローテーションで作付される計画です。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番から4番は関連で、新規就農による使用貸借権設定の申請です。譲受人は無職で、申請地にはミカン、露地野菜を作付される計画です。譲受人に、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

5番は、妻へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはネギ、ホウレンソウを作付される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

以上7件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま2番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培される専業農家で、許可後はミカンを栽培される予定です。

10番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はイチゴを栽培される専業農家で、申請地では許可後、露地野菜を栽培される予定です。

11番は、農業者年金受給のため、使用貸借権を設定し、後継者へ経営移譲される申請です。借受人はミカンを栽培される専業農家で、許可後は引き続きミカンを栽培されます。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培される専業農家で、今回取得される農地につきましても、ミカンを栽培される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま9番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いては、13番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

13番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、花卉、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

14番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は公務

員で、休日に世帯の農業を手伝われております。譲受人世帯は水稻を栽培されており、申請地には水稻を作付される計画です。

15番、16番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。15番の譲受人は、水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。16番の譲受人は、水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

17番、18番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。申請人はどちらも水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはともにナスを作付される計画です。

19番は、親戚へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上7件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま13番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

20番から24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び施設野菜を栽培される農地所有適格法人で、申請地には水稻を作付される計画です。

21番から23番につきましては関連です。21番と22番は、農地所有適格法人を設立し、賃借権を設定する申請です。法人の代表者には、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。なお、農地所有適格法人としての要件につきましては、添付資料により農地法に規定する各要件に適合しており、

問題はないものと判断いたしました。許可後はトマトを作付される予定で、今回の申請については、何ら問題ないものと判断いたしました。

23番は、新規参入のための所有権移転の申請です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。なお、農地所有適格法人としての要件につきましては、添付資料により農地法に規定する各要件に適合しており、問題はないものと判断いたしました。許可後はトマトを作付される予定で、今回の新規参入について、何ら問題ないものと判断いたしました。

24番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜を栽培される専業農家で、申請地には露地野菜を作付される予定です。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 　　ただいま20番から24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、25番、説明をお願いいたします。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

25番、26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は水稻、麦を栽培される兼業農家で、許可後は水稻の苗床として利用される計画です。

26番は、自家消費野菜栽培のため所有権移転される申請です。譲受人は露地野菜を作付されており、許可後もジャガイモ、キャベツなどの露地野菜を作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画書の聞き取りを行った結果、今回の申請について何ら問題ないものと判断いたしました。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条

第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま25番、26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、27番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

27番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番、28番は関連で、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で、申請地に水稻、栗を作付される計画です。所有者は大阪在住で、これまで譲受人の父が当該地を管理されていましたが、高齢のため、今回息子である譲受人が新規で耕作を始められるため申請をされました。耕作に当たっては、譲受人の父母や妻も手伝われる予定です。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については、何ら問題がないものと判断されました。

29番は、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で、申請地に多肉植物、ジャガイモ、トマト、栗を作付される計画です。所有者は歯科医をされており、農地管理に苦勞をされていたところ、知人である譲受人が農地を活用したいとのことで今回の申請に至りました。譲受人は合志市にお住まいで、母親が合志市に農地を所有されており、そこで農業を手伝っておられましたが、その農地が道路収用になるため、今回新たに土地を取得して、農業を始めるとのことです。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請について、何ら問題もないものと判断されました。

30番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、野菜、栗を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

31番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は自家

消費のため露地野菜を栽培される計画で、申請地には許可後、キュウリ、トマト、ナスを作付される計画です。

以上5件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま27番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、32番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀です。

32番から36番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

32番は、新規就農のため賃借権を設定する申請です。借受人は地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。借受人は農業を始めるにあたり、今年の3月まで農業大学校で研修を行っております。許可後は、スイカ、ナスを作付する計画で、出荷先はJA、地元市場等を予定されております。地区委員会においては、新規就農について何ら問題ないものと判断しております。

33番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は露地野菜、カンショを作付けする兼業農家で、許可後は柿を作付けする計画です。

34番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を栽培する兼業農家で、許可後も同じく水稻を作付する計画です。

35番は、新規就農のため賃借権を設定する申請です。借受人は地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取りを行っております。借受人は農業を始めるにあたり、両親のもとでブドウの栽培等を手伝っております。許可後は、ブドウを作付する計画で、出荷先はJA、道の駅等を予定されています。地区委員会においては、新規就農については何ら問題ないものと判断しております。

36番は、経営拡張のための賃借権を設定する申請です。借受人は

水稻、カンショを作付する兼業農家で、許可後はカンショを作付する計画です。

以上5件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま32番から36番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、37番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

37番から44番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

37番は、新規就農のため所有権を移転する申請です。譲受人は農業法人での研修を6年程経験しており、現在はエクステリア業を営する傍ら、顧客の要望に応えるため、苗木等の生産から販売を計画し、今回の申請となったものです。許可後は、アカシアミモザ、ソヨゴなどの苗木や宿根草を作付する計画です。先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画書等について聞き取り調査を行い、新規就農については、何ら問題ないものと判断いたしております。

38番は、第三者へ贈与のための所有権移転する申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付する兼業農家で、許可後は、自家用野菜を作付する計画です。

39番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は、玉東町管内で500a以上の果樹を栽培する専業農家で、許可後は、ミカンを作付する計画です。

40番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はミカンを作付する専業農家で、許可後も引き続きミカンを作付する計画です。

41番は、第三者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカを作付する専業農家で、許可後はスイカを作付する計

画です。

4 2 番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカを栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

4 3 番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はレモン、ユズ、柿等を栽培する兼業農家で、許可後はユズを作付する計画です。また、近隣地域においても40aほどの果樹栽培を行っております。

4 4 番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は、水稻を作付する兼業農家で、許可後も引き続き水稻を作付する計画です。

以上8件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま37番から44番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

2 2 番 西富大二郎委員

2 2 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会の状況をご報告いたします。

1 番は令和5年12月21日に農地法第5条の規定により許可をした案件ですが、転用を実行している法人が県外に事業所を置いており、熊本市での事業管理を目的とした法人を新設し、当該法人へ事業承継させるため事業計画変更承認申請がなされたものです。転用目的、土地利用計画等に変更はありませんが、事業承継に伴う賃借権の設定が必要となることから、本申請と同時に農地法第5条の許可申請が提出されております。

開発許可について、地位承継手続が必要とのことですが、手続済み

であることを開発指導課より確認しております。また、承継する法人から資金証明が提出されており、資力・信用等、転用行為の確実性が認められると判断しております。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、変更後における事業計画についても当初計画と同じく転用許可基準を満たしていることから、今回の事業計画変更については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請5件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番から2番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積9.91㎡を通路として転用される目的で、転用面積としては適正なものと判断されます。当申請地は宅地化が進んだ昭和59年2月頃から転用されないまま、残地として残り、近隣住民の通路として利用されている状況です。このため今回の申請に当たり、許可を得ずにこれまで使用されていたことに対しては深く反省し、おわびする旨の始末書が提出されております。また排水の状況、隣接農地への被害防除についても現状から問題はないものと判断いたしました。

2番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して貸資材置場へ転用するものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。また、

申請人も同じ集落内に居住されています。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,022㎡に自動車のバンパーを保管される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年10月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま1番から2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

3番、4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地1,078㎡のうち、転用面積415.37㎡にトラクター、コンバイン等を保管するための農業用倉庫1棟及び作業スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満

の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積259.10㎡、転用面積155㎡に個人住宅木造二階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地には地番の錯誤により昭和37年に個人住宅が建設されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。なお、開発許可については都市計画法施行以前の建物であり、問題がないこと、増築時に昭和48年に建築確認が取られていることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま3番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀です。

5番は、通路へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1筆155㎡を個人住宅の通路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。今回の申請につきまして、申請人は申請地の東側に個人住宅を昭和45年に建築し、その住宅への通路として申請地を利用しておりました。このたび、農業委員会への転用申請が未了であることが判明したため、申請人からは、今後、このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請23件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から4番は関連で、令和6年3月8日の総会審議において、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することとしておりましたが、転用区域の変更に伴う申請書の補正がなされたことから、再審議案件として議案を提出するものです。申請書の補正の理由といたしましては、令和6年3月8日の総会審議後の令和6年3月14日に開発指導課から申請者に対し、開発区域内における接道部分の後退について要請があり、転用区域の変更が生じたためです。なお、熊本県農業会議に諮問を依頼しておりましたが、熊本県農業会議との協議の上、諮問依頼を取り下げるとともに、許可処分についても再審議を要する案件として保留しております。

改めて地区委員会での協議結果をご報告いたします。本申請は不動産を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。

土地利用計画は、総転用面積4,615㎡、他地目を含む総事業面積4,841.87㎡を建築条件付売買予定地として15区画と新設道路、公園、防火水槽等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和8年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査回答済みとのことですので。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれはないものと判断されます。

5番は、個人が賃借権を設定し、店舗へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療機関の施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、おもちゃ屋の店舗を1棟、建築面積89.43㎡のほか、緑地並びに駐車場として整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必用となりますが、土地計画法第34条第1号に該当する施設で、開発許可は事前審査回答済みであることを書面で確認いたしております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないことを判断されます。

6番は、第2号議案の1番でご承認いただいた事業計画変更承認申請との同時申請分で事業承継に伴う賃借権設定の申請です。転用目的、事業内容等につきましては、先ほどご説明したとおりです。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま1番から6番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、1番から4番については総転用面積が3,000㎡を超えま

すので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、7番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、所有権移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積511㎡に、普通自動車4台分を駐車し、通路及び転回場所として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

8番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積382.80㎡、転用面積208㎡に木造平家建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必用となりますが、集落内開発制度指定区域内で、事前審査回答済みで、許可の見込みがあるものと判断します。工事期間は、令和6年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

9番は、所有権移転による漁業者住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して住宅を建築するものであり、不許可の例外に該当するものと判断します。

土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積499㎡に、木造二階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和7年5月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま7番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番、11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積286.30㎡に、個人住宅、木造二階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は令和6年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを

確認いたしております。

11番は、所有権移転による通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積5.46㎡に、自身が経営する理容店、駐車場への通路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、ほかに進入路がないことから、申請地は以前から駐車場への通路として利用されており、今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま10番、11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地4区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集

落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和8年12月25日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

13番、14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、建設業を営む法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討もされましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課への申請中とのこと。工事期間は令和6年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番は、太陽光発電事業等を営む法人が、地上権を設定し太陽光発電整備に転用する転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討もされましたが、ほかに条

件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に太陽光パネル180枚、発電容量99.9kWの太陽光発電設備を計画されており、妥当な面積と判断されます。九電の契約申込みの回答など、必要な添付書類もそろっており、資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

15番から23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、1,012㎡に山砂、碎石及び車両転回スペース、進入通路の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画、資金証明書等につきましても問題はないものと思われれます。周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は南側側溝へ放流する計画です。工期は許可日から令和6年9月30日までを予定をされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、個人住宅建築のため使用貸借権を設定する転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低

い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、494㎡に木造平家建て1棟、駐車場スペース等の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。雨水は申請地内に浸透枥を設置し処理する計画です。生活雑排水や汚水は浄化槽処理水とし北側の国道側溝へ排水する予定です。工期は許可日から令和7年3月31日までを予定をされており、許可後、速やかに着することを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、事前審査申出済みです。

17番から23番は関連です宅地の開発造成及び宅地分譲等を営む法人が所有権移転により、建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に北区役所がある区域内の農地で第3種農地と判断されます。土地利用計画は他地目含む総事業面積1万4,605㎡に、総転用面積1万4,111㎡に建築条件付売買予定地として46区画の個人住宅、公園、防火水槽、調整池等の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画については、土地取得費を含めた総事業費の全てを自己資金で賄う予定で、残高証明書が添付されております。雨水は排水側溝に集水し、調整池へ流入させる計画です。生活雑排水や汚水は各戸に汚水枥を設置し、公共下水管へ接続放流する計画です。工期は許可日から令和10年12月31日までを予定しており、許可後は速やかに着手することを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、事前審査申出書回答済みです。

以上9件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま15番から23番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、17番から23番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。

この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第5号及び第6号議案、関連ですので、併せて説明します。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

議案書18ページの一覧をご覧ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は議案書19ページの1番から23ページの14番までの合計14件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れ及び相対による所有権移転です。面積は14件合わせて田2万7,731㎡、畑7,467㎡、農業用施設用地3,285㎡の合計3万8,483㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書24ページの15番から32ページの36番までの合計22件で、契約期間別では6年未満が14件、6年以上10年未満が1件、10年以上が7件で、面積は22件合わせて田7万8,295㎡、畑3万9,682㎡の合計11万7,977㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜、大豆となっています。

次に、再設定分です。明細は議案書32ページの37番から43ページの54番までの合計18件で、契約期間別では6年未満が13件、10年以上が5件、面積は18件合わせて田7万1,528㎡、畑2万2,160㎡の合計9万3,688㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、飼料作物、果樹、露地野菜、大豆、麦となっています。

以上の案件につきましては、先日の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては以上です。

次に、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）について説明します。

明細は議案書45ページ、1番から47ページの4番までの4件でございます。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号議案につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、贈与税の納税猶予継続のための「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」です。3月15日に願出人立ち会いのもと地元委員が対象地の現地調査を行った結果、願い出のあった農地35筆のうち34筆については、梨、ユズ、露地野菜などが栽培されており、引き続き農地として利用されていることを確認いたしました。残る1筆については、農地台帳に記載がなかったため、登記簿を確認したところ既に熊本市へ所有権が移転され、地目も公衆用道路へ変更されていることが判明しました。また、現地調査時に願出人からの聴き取り、現地の状況を確認した結果、この土地については道路として利用されており、農地として利用されていないことが確認できました。

以上の調査結果を踏まえ、地区委員会で協議した結果、対象農地35筆のうち、道路として利用されている1筆を除く34筆については引き続き農地として適正に利用されているものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議ないということで、願い出どおり証明することに決定します。次は2番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀です。

2番と3番について地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

2番と3番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして、地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題のないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございします。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いたします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、令和 5 年 8 月 1 6 日、相続開始に伴う相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は米、スイカを作付されている農家で、対象農地 7 筆は願出人自らが耕作されており、また、今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、追加議案、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　追加議案、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について説明します。

　　配付資料、別紙様式 1、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等を配付しております。そちらのほうをご覧ください。

　　すみません、皆さんありますか。(資料配付)

事務局 　　すみません、行き渡りましたでしょうか。失礼いたしました。

　　それでは配布資料をご確認ください。

　　1 枚目、Ⅰの、農業委員会の状況、令和 6 年 4 月 1 日現在についてです。農業委員会の体制については昨年度と同じで、今のところ変更ありません。

　　Ⅱ、農家・農地等の概要についても、記載のとおりです。なお、認定農業者などの経営体数については、本市農業支援課から提供されたものです。また、耕地面積については農林水産関係市町村別統計令和 5 年の耕地面積 1 万 8 0 0 h a となっていますので、併せてご確認ください。

次に、資料1枚目、裏面のⅡ、最適化活動の目標です。まず、1の最適化活動の成果目標としては、(1)農地の集積についての①現状と課題、②集積目標、(2)遊休農地についての①現状と課題、②解消目標、2枚目、表面になりますが、(3)の新規参入の促進についての①現状と課題、②目標についてはそれぞれ記載のとおりとなっております。

最後に、2、最適化活動の目標です。

(1)農業委員、推進委員が最適化活動を行う目標日数は昨年度と同じく1人当たり月10日を目標にしておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参加目標についても記載のとおりとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、この目標をもとに、令和6年度の最適化活動を進めていきたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、この最適化活動の目標については、本総会での承認を経て熊本県農業会議へ提出します。その後、全国農業会議でインターネット公表される予定となっております。また、熊本市ホームページにも併せて掲載予定です。

以上、簡単ですが、令和6年度最適活動の目標の設定等について説明を終わります。以上です。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおりですが、この追加議案について何かご意見ございませんか。
上田さん。

4番 上田定信委員

2枚目の表ですが、2枚目の(3)新規参入の促進、その下の2番、最適化活動の活動目標のところの最適化活動を行う農業委員の人数、定数24名と思っているのですけれども、何でこれは23名になっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

事務局 回答します。こちらは、中立委員さんお一人いらっしゃいますけれども、そちらを除いた委員さんということで、委員の方23名で、48名が推進委員数、合計が71名ということで活動を行っていただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長 よろしいですか。ありがとうございます。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から12番までの合計208件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長

次に、次第6のその他です。

まず、職員の任命について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは1枚もので左上に、職員の任命についてという資料があるかと思えます。お手元にご準備をお願いいたします。

それでは4月1日付の定期異動に伴いまして、職員の任命のご説明をさせていただきます。

まず転出でございますが、吉住前事務局長をはじめ、7名の職員が市長事務部局及び上下水道局へ転出しております。表の右側にそれぞれ新しい配属先を記載しておりますので、ご確認ください。

続きまして転入でございますが、小林事務局長をはじめ、8名の職員が新たに農業委員会事務局の職員として4月1日付で配属されております。こちらは表の右側に前職を記載しております。ご確認ください。

最後に一番下段でございますが、昇任でございます。事務局の西村参事が4月1日付で主任主事から主査級へ昇任しております。

職員の任命につきましては以上でございます。

議長

ありがとうございます。

転出された方、本当にご苦労さまでございました。また、転入された方も今後とも私たち農業委員、推進委員、よろしくお願いたしたいというふうに思います。それと昇任された方、西村さんでしょうか、おめでとうございます。今後とも農業委員、推進委員、よろしくお願いたします。

続きまして、全国農業新聞全国表彰について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料は両面印刷してある令和5年の全国農業新聞全国表彰についてという書類をお願いします。

こちらについては、毎年表彰を受けています。委員の皆さんにご購読をいただいています全国農業新聞、それと購読者の獲得について、今年度お願いをして、たくさんの方々の購読につなげていただいたかと思えます。皆さんのおかげでまた表彰を受けることができました。

こちらは賞状と賞金が2万円ございまして、賞金については熊本市農業委員会の地域振興協議会の会計に受入れて、委員さんの手帳代や研修の参加費、資料購入等に活用させていただきたいと思っております。

裏面のほうに、その表彰の内容について記載があります。1番の普及部数の部で、第3位に熊本市農業委員会が入っております。414.08部ということで、これは年間の熊本市全体の購読部数の1か月平均が414.08部ということで、全国第3位です。右が括弧書きで5.77倍というのが委員さんの72名に対する割合で、5.77倍ということになっております。

内容については以上になります。農業新聞の普及活動、大変ありがとうございました。お世話になりました。

議長

ありがとうございました。

続きまして、地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

地域計画に関する進捗状況報告を行います。

皆さんにご協力いただき、大変感謝しております。

なお、先行モデル地区の5地区分については、3月29日に、地域計画を策定され、既に公表されております。ご協力ありがとうございました。また、モデル地区以外の地区について、3月27日、芳野地区、3月28日に塩屋及び尾跡地区、いずれも河内地区でございますが、協議を行っております。

以上、報告を終わります。

議長

ただいま事務局からその他として3件説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一同

なし。

議長

ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了い

たしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時07分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年4月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 田中 敏郎

署名委員 林田 智博

書 記 堀坂 太朗